

議案第 16 号

君津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

君津市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備による交付を可能とするため、君津市印鑑条例(昭和 54 年君津市条例第 34 号)の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市印鑑条例の一部を改正する条例

君津市印鑑条例（昭和 54 年君津市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「個人番号カード」の次に「及び移動端末設備（同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 49 条の規定の施行の日から施行する。

君津市印鑑条例新旧対照表

改正案	現 行
(印鑑登録証明の申請及び交付) 第 1 3 条 省略 2 省略 3 前 2 項の規定にかかわらず、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード<u>及び移動端末設備（同法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいう。）</u>を使用して、多機能端末機（君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）別表第 1 に規定する多機能端末機をいう。）に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 1 5 年総務省令第 1 2 0 号）第 4 2 条第 2 項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。	(印鑑登録証明の申請及び交付) 第 1 3 条 省略 2 省略 3 前 2 項の規定にかかわらず、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード_____を使用して、多機能端末機（君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）別表第 1 に規定する多機能端末機をいう。）に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 1 5 年総務省令第 1 2 0 号）第 4 2 条第 2 項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。